



第4章 プランの概要



1 将来像

「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

また、「北名古屋市男女共同参画推進条例」において「“健康快適都市”を目指す私たちのまち北名古屋市は、女性も男性もお互いの人格を尊重し、あらゆる分野で対等なパートナーシップを発揮しながら、自立した人としての意識と能力を高める」としています。「第2次北名古屋市総合計画」においても、男女共同参画の推進を主要施策の1つとして位置づけています。

本プランにおいては、第1次プランの将来像である「認めあい助けあうまち 北名古屋～男女いきいき輝く 健康快適都市～」を継承し、「男女共同参画社会基本法」、「北名古屋市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現、また、健康快適都市を男女共同参画の視点から実現していくことを目指して、取り組みを推進していきます。

◆◆将来像◆◆

認めあい助けあうまち 北名古屋

～^{ひと}男女いきいき輝く 健康快適都市～

2 基本目標

本プランでは、市民、事業所、団体、行政が将来像である「認めあい助けあうまち 北名古屋～男女いきいき輝く 健康快適都市～」をともに実現するため、6つの基本目標を掲げます。

男女共同参画意識の醸成

社会に残っている固定的性別役割分担¹²意識があらゆる分野における選択に影響を及ぼしているため、啓発等により意識の改善を促します。また、男女共同参画に関する正しい知識を身につけることができる教育や学習を推進します。多様な性の理解を促すため、様々な機会、媒体を用いて広報や啓発活動を行います。

女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

女性が活躍しやすい社会を実現するため、政策や方針決定の場に女性の参画を促進します。また、女性の能力向上とともに各事業所における女性活躍の取り組みを支援することで、女性活躍を多面的に促進します。

働き方の改革

職場において、誰もが個人の能力を十分に発揮できる労働環境を促進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の浸透に努めます。また、家庭生活における能力開発や啓発を通じ、男性の家庭生活への参画を促進します。

地域における男女共同参画推進

男女共同参画社会の実現に向けた活動を行う団体の活性化を促し、地域活動を通じた男女共同参画社会の実現を目指します。また、市民活動や行事に性別に関わらず誰もが参加しやすい風土、環境づくりを促します。

¹² 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること

DVの根絶【DV対策基本計画】

DVに関する正しい知識の周知や啓発により被害を予防するとともに、DV被害者への相談支援や一時保護¹³により被害者の安全確保と自立を支援します。

安心して快適な環境整備

男女共同参画社会の基盤となる、安心して快適な生活を確保するために、子育てや介護のしやすい環境の整備を行います。また、計画段階から復旧段階まで男女双方の視点を取り入れた防災対策を推進します。生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるよう、こころとからだの健康づくりを支援します。



¹³ 一時保護

配偶者や交際相手などからの暴力を避けるために、一時的に加害者と離れた専用の施設で安全に生活すること

3 重点ポイント

意識調査の結果、第1次プランの評価結果、国や県の動向等を踏まえ、本プランの重点ポイントとして次の4つを掲げます。

(1) 女性が活躍できる環境づくり

- 女性活躍推進法が施行され、女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが期待されています。
- 女性が働き続けるために「育児・介護休業制度の充実」、「保育サービス等の整備充実」、「女性が働くことに対する周囲の理解」が求められています。
- 女性の管理職登用にあたっては「家庭生活の負担を考慮する必要がある」という課題を抱える一方で、女性の管理職登用に前向きな事業所が多くなっています。
- 特に職場における男女の地位に関して『男性優遇』という意識が高い傾向にあります。
- セクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、被害にあった者が多い一方で、取り組みをしていない事業所が約3割存在します。

以上を踏まえて、女性が職場で活躍できる環境づくりに向けた取り組みを強化、推進します。

(2) 男性の家庭参画促進

- 家庭内の望ましい役割分担の在り方は、「男女協力」だと認識しながら、現実には家事のほとんどを女性が担っています。
- 男性の育児休業取得に対する肯定的な意見が多い一方で、男性の育児休業取得率が極めて低い傾向にあります。
- 「職場の雰囲気」、「仕事上迷惑がかかる」、「仕事が忙しい」などの理由から、育児・介護休業を取得しにくい現状があります。

以上を踏まえて、特に男性の家庭参画を促進するための取り組みを強化、推進します。

（３）若い世代への正しい知識と意識啓発

- 大学生において男女共同参画社会への期待と男女の平等感の高まりが見られます。
- 男女共同参画に関する政策や用語の認知度が特に中学生において低い傾向にあります。
- LGBT等の比較的新しい用語や概念に関する認知度が低い傾向にあります。

以上を踏まえて、男女共同参画社会への期待が大きい若い世代を対象とした取り組みを強化、推進します。

（４）DVの予防と被害者支援

- DV防止法が改正され、適用対象が拡大されましたが、デートDV被害者の保護について課題が残っています。
- 被害を相談できないDV被害者が潜在しています。
- どのようなことがDV、デートDV、人権侵害にあたるかの認識が足りない面がみられます。
- 特に命の危険、医師の治療が必要となる暴力の被害経験者をなくす必要があります。

以上を踏まえて、DVや人権に関する正しい理解を促し、DVの予防と被害者支援の取り組みを強化、推進します。



4 プランの体系

将来像、基本目標、重点ポイントを踏まえ、本プランの体系を次のとおりとします。

将来像	基本目標	基本施策
認めあい助けあうまち 北名古屋 〽男女いきいき輝く健康快適都市〽	1 男女共同参画意識の醸成	(1) 人権・男女共同参画の意識啓発
		(2) 男女共同参画推進のための教育・学習機会の充実 重点
		(3) 多様な性の理解促進
	重点 2 女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】	(1) 政策・方針の決定への女性の参画促進
		(2) 女性のエンパワメント ¹⁴ と就労支援
	3 働き方の改革	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
		(2) 男性の家庭参画の促進 重点
		(3) 働きやすい労働環境の促進
	4 地域における男女共同参画推進	(1) 男女共同参画に取り組む団体の育成
		(2) 市民活動・地域活動への参画促進
	重点 5 DVの根絶 【DV対策基本計画】	(1) DVの予防・啓発
		(2) DV被害者への支援
	6 安心して快適な環境整備	(1) 子育て・介護がしやすい環境の整備
		(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
		(3) こころとからだの健康づくり支援

¹⁴ 女性のエンパワメント

女性が政治、経済、家庭、地域などのあらゆる分野において、意思決定過程に参画し、その個性と能力を発揮できるように、力を引き出し、強化すること

第4章

プランの概要